



埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第152条第1項の規定に基づく埼玉県後期高齢者医療広域連合長の職務の代理及び職務代理期間中の公文書等における発信者名等の取扱いについて、次のとおり定める。

令和7年2月14日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝 則



1 広域連合長職務代理者の職名及び氏名

埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 井上 健次

2 職務代理期間

令和7年3月17日（月）から埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市第2079号）第12条第3項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまで

3 使用公印

埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者印

4 職務代理期間中の公文書等における発信者名等の取扱い

- (1) 職務代理期間中の埼玉県後期高齢者医療広域連合の公文書等において、発信者名等に「埼玉県後期高齢者医療広域連合長」又は「埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則」とあるのは「埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者 埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 井上 健次」と読み替えるものとする。
- (2) (1)に掲げる公文書等のうち、埼玉県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年広域連合規則第22号）別表に規定する「埼玉県後期高齢者医療広域連合長印」の印影が表示されたものについては、当該印影を同表に規定する「埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者印」の印影とみなすものとする。